

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則（平成十六年一月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

- 一 「第二十六号から第三十六号」を「第二十八号から第三十八号」に改め、第一号中「（同条第一項の規定による措置に係るものに限る。）」を削り、第三十六号を第三十八号とし、第二号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 法第三十三条の二の規定による届出を受理すること。
- 三 法第三十三条の七第五項の規定による届出を受理すること。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。